

スポーツで滋賀を元気に！

滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業補助金

募集案内

**申込期間
延長しています！**

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として

上限 **10万円** 補助金が受けられます。

滋賀県内で取り組むスポーツ活動に必要な、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の経費を補助します。(補助率：3/4、上限10万円)

(例)



<補助のしくみ>

例①：かかった経費が8万円の場合

(補助金) 6万円	(自己負担) 2万円
-----------	------------

$8万円 \times (3/4) = 6万円$ を補助

例②：かかった経費が16万円の場合

(補助金) 10万円	(自己負担) 6万円
------------	------------

$16万円 \times (3/4) = 12万円$ →→上限の10万円を補助

※ 本事業は滋賀県からの委託に基づき実施している事業です。

※ 詳しくはP2以降をご覧ください。

I 事業概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人事業主が取り組む、滋賀県内でのスポーツ活動のために実施する感染拡大防止対策に対して支援することを通じ、スポーツの振興を図ることを目的とします。

2 補助の対象となる期間

補助対象期間は、令和2年4月1日（水）から令和3年2月28日（日）までとします。

3 補助の対象となる者

補助の対象となる者は、以下の（1）または（2）のいずれかに該当する者としてします。

（1） スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある団体であって、次の①～④の要件をすべて満たすもの。

- ① 定款等においてスポーツの振興に関することが記載されていること
- ② スポーツ活動を継続して行う意思があること
- ③ 令和2年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じて練習、試合、大会等のスポーツ活動を実施していること
- ④ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人または任意団体（※）のいずれかに該当すること

（2） スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある個人であって、次の①～③の要件をすべて満たすもの。

- ① スポーツに関する物・サービスを提供する事業を継続して行う意思があること
- ② 令和2年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じたスポーツに関する物・サービスを提供する事業を実施していること
- ③ スポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入があること

※任意団体については、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・定款に類する規約等を有すること
- ・団体の意思を決定し、執行する体制・組織を有すること
- ・会計に関する担当者を有し、収支状況を明らかにしていること

※ 同一人または同一団体が複数の申請を行うことはできません。

4 補助の対象となる活動

補助の対象となる事業は、スポーツの練習、大会または教室等の運営等の事業活動を再開・継続するために行う、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに即した取組であって、滋賀県内で行われるものとします。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費から、国庫補助金その他の助成金等を除いた金額に補助率 $3/4$ を乗じた額とします。

ただし、補助金の限度額は10万円とします。

※ 補助金の額は、滋賀県の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。

6 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、以下のすべてに該当する経費とします。金額等により積算根拠を明確にした上で計上してください。

- 補助対象事業および当該準備に要する経費のうち、次の表に掲げる経費
- 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの採択事業において発生した経費

※ クレジットカードによる支払いは、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。

※ 仮想通貨、クーポン、特典ポイント、金券、商品券等による支払いは認められません。

補助対象経費	
区分	内訳（例）
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染症防止対策（以下、「コロナ対策」という。）として消毒作業等のために臨時に雇用したスタッフの賃金 等
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策として行う講習会等で招へいした講師の謝金 等
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策として行う講習会等で招へいした講師の交通費、宿泊費 等
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール消毒液、消毒用ボトル、除菌用ペーパータオル、手袋、石鹸等の購入 ・マスク、ゴーグル、フェイスシールド等の購入 ・アクリル板、透明ビニールシート、フロアマーカー等の購入 ・体温計、ハンズフリーマイク等の購入 ・簡易テント、ベンチ等の購入 等 <p>※コロナ対策のために必要不可欠なものに限る。 ※単価が税込 3 万円未満のものに限る。</p>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策のための物品等の運搬費 等
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策を講じながら事業実施するために必要な会場代 ・コロナ対策を講じながら事業実施するために必要なバス借り上げ代 等
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR 検査等の新型コロナウイルス感染症関係検査費用 ・WEB 会議導入などにかかるオンラインシステム利用料 等

Ⅱ 応募概要

申請は、1個人または団体につき1事業とします。

1 申請期間

令和2年11月26日（木）～令和3年2月15日（月） [消印有効]

- ※ 申請期間を延長しております。
- ※ 予算の上限に達した時点で、募集を終了します。

2 申請書類

下記のすべての書類を作成し、提出期限までに提出してください。

- ① 補助金交付申請書：様式1
- ② 事業計画書：様式2
- ③ 事業収支予算書：様式3
- ④ 通帳を開いた1-2ページ目の写しまたはキャッシュカードのコピー（銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の全てが確認できるもの）
- ⑤ 誓約書：様式4
- ⑥ 他の機関からの助成金・協賛金を受ける場合、その要項等内容がわかるもの
- ⑦ その他参考となる資料
（例）団体の規約、役員名簿、開業届の写し 等

- ※ ①、⑤については入力後印刷し、代表者印を押印のうえ、原本を郵送してください。

3 提出方法

(1) 提出方法

- ※ 申請は郵送でのみ受け付けます。メール、FAXによる受付は行っておりません。
- ※ 郵便物は、「滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業申請書在中」と朱書きの上、「簡易書留」で提出してください。
- ※ 2月15日（月）以降の消印の申請書類は、開封せず返却します。

(2) 提出先

〒520-0807

滋賀県大津市松本1丁目2-20

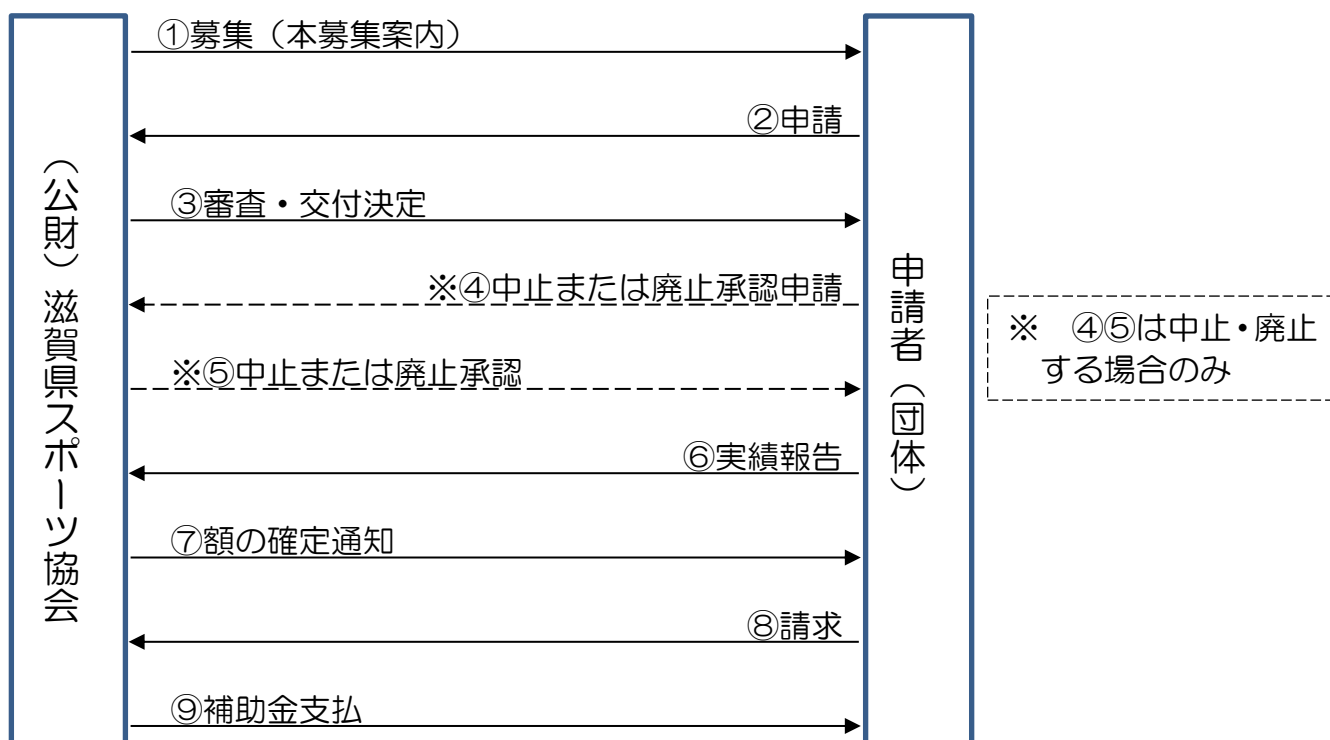
公益財団法人滋賀県スポーツ協会

「滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業」事務局

TEL：077-521-8001

E-mail：shiga-sport@bsn.or.jp（メールは問合せのみ受け付けます。）

Ⅲ 申請後の手続き



1 審査結果の通知

応募のあった事業の補助金交付申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合に交付（支払）決定を行います。

なお、申請内容についてヒアリングを実施する場合がありますのでご了承ください。

審査結果については、採択・不採択に関わらず文書により通知します。ただし、審査結果についての問合せには応じられません。

2 補助事業の中止・廃止

補助事業は、原則、採択・交付決定された内容で実施していただくものですが、やむを得ず中止または廃止しようとする際は、速やかに事務局へご連絡のうえ、「補助事業中止・廃止承認申請書」（様式6）を提出し、承認を得る必要があります。

なお、事業内容の変更については、補助事業の内容について軽微な変更を行う場合以外は認めません。

事業計画書は、採択後に変更が生じることがないように、十分検討の上、作成してください。

3 実績報告書の提出

採択された申請者（団体）は、事業が完了した日から30日以内、または令和3年3月14日（日）のいずれか早い日までに、下記のすべての資料を提出してください。

ただし、補助事業完了日が交付決定の日から起算して30日以上遡る場合は、交付決定日から30日以内に提出してください。

- ① 事業実績報告書：様式7
- ② 事業実績書：様式8
- ③ 事業収支精算書：様式9
- ④ 経費支出にかかる証拠書類（※）

※ ③に記載されたすべての経費において、実際に支払ったことが確認できる領収書やレシート等の写しを提出してください。その際、各領収書やレシート等の写しに番号をふることを忘れないでください。

※ ①～④は郵送でのみ受け付けます。

4 補助金の額の確定

提出いただいた実績報告資料を確認し、補助金交付申請書に記載された経費が適切に使用されたか等について審査します。結果、提出された内容が適切であると判断したときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を通知します。

なお、実績報告書により補助対象経費が減となり、その経費を基に再算定した補助金額が補助金交付決定通知に記載の額より少額になった場合は、補助金の額が減額となります。

5 補助金の交付（精算）

原則として、補助金の交付（支払）は、「5 補助金の額の確定」の後に行います。請求においては、「補助金交付請求書」（様式11）を提出してください。

6 注意事項

（1）関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿および関係書類、銀行振込明細等の証拠書類等を事業終了後5年間保管する必要があります。

（2）軽微な内容の変更について

交付決定後、団体名・住所・連絡先・活動場所・活動期間等の、事業の内容に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合は、速やかに事務局へご連絡ください。

7 その他

(1) 滋賀県補助金等交付規則またはこの募集案内に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定めます。

(2) 問い合わせ先

本事業について不明な点があれば、以下までご連絡ください。

〒520-0807

滋賀県大津市松本1丁目2-20

公益財団法人滋賀県スポーツ協会

「滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業」事務局

TEL：077-521-8001

E-mail：shiga-sport@bsn.or.jp